

平成三十一年三月十三日（水曜日）

○赤羽委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。宮川伸さん。

○宮川（伸）委員 立憲民主党の宮川伸でございます。

きょうは、東京電力から文挾副社長いらっしゃいまして、まことにありがとうございます。

さて、福島第一原発の事故から八年がたちました。復興、賠償、廃炉と、多くの方々が携わり、そして多くのお金が投入されたわけでありますが、一定の成果はあったというように思いますけれども、しかし、まだ、いまだ復興は途上であり、多くの方々が故郷に戻ることができないという状況になっているというふうに思います。

そういった中で、八年たって、あのときの恐怖あるいは悲しみ、そういったものが風化してきているのではないかと、そして政府においても、あのときの緊張感が少しずつ、あるいは責任感が薄れてきているのではないかと、そういった問題意識も持って、きょうは原発に関して御質問させていただきます。

まず最初に、原子力損害賠償紛争解決センター、いわゆるADRに関して質問いたします。

二月の二十五日の予算委員会で、我が党の枝野幸男代表もこのことに関して世耕大臣に質問をしておりますが、「三つの誓い」あるいは和解仲介案の尊重というものととも、枝野代表がああときにつくっていた当時は、東京電力がADRセンターの和解案に対して拒否するということは想定していなかった、そして、何度も社長と会って、しっかり和解案に関しては受け入れてほしいというような趣旨のことを申ししていたというようなことが、この予算委員会の中でも議論がされていたというふうに思います。

そして、これまでに東京電力側がADRの和解案を拒否した件数であります。百二十一件という答弁がありました。そして昨年、平成三十年に関しては、五十件近い案件に関して東京電力側が和解案を拒否したということでございます。

これをちょっと人数で、枝野代表の質問のときも人数がちょっと出ていたんですが、人数でいうと、東京電力が和解案を拒否したというその対象の人数、そして申立人総数に対する割合というのは、どういう数字になっていますでしょうか。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。

平成三十年十二月末現在で、ADRセンターが公表している資料でございますけれども、東京電力に和解案を拒否された申立人の人数は一万七千七十三人であるというふうに承知しております。（宮川（伸）委員「パーセンテージは」と呼ぶ）

パーセンテージは、その申立人の総数に占める割合は一五・八％と承知しております。

○宮川（伸）委員 一五・八％が拒否されている、人数でいうとそういうことだということではありますが、最後の一人まで賠償を貫徹するというような、そういったものとはやはりまだほど遠い状況になっているのではないかとこのように思います。

時間が余らないので、幾つものケースは見れませんが、ちょっと一つ、具体的なケースを一つだけでも見ればと思います。

福島市の渡利地区のケース、二〇一四年九月に、自主避難に申立てをしているケースがありますが、これがどのような概要であるか、簡単に御説明いただけますでしょうか。

○松永政府参考人 福島県の渡利地区の住民による集団ADRのケースでございます。

二〇一五年七月以降、福島市の渡利地区の住民から三千百三十九名が、精神的損害についてADRセンターに対して申立てを行ったというふうに承知しております。

これに対しまして、一時金を和解案として、四百七十六名の申立人に対しての和解案が出ているところでございますけれども、東京電力、和解に至らず、この渡利地区のADRについては打切りになったというふうに承知しております。

○宮川(伸)委員 今の説明に私の理解も含めて少しつけ足すと、この福島市の渡利地区というのは自主避難地域ということではありますが、その中に、スポット、スポットで非常に線量が高いところがある、そういうところを特定避難勧奨地点としてやるわけですが、この申立てでは、この特定避難勧奨地点に匹敵するような高線量が出ている、そういった中で、三千百三十九名から申立てがあったわけですが、これをADRセンターの方は、その高線量のところから半径五百メートルの中の四百七十六名に関しては十萬円の賠償を認めたらどうだという和解案を出したということだというように私は理解をしています。

これに対して、東京電力が和解案を拒否をしたということではありますが、これが正しかったかどうかというのはちょっとここでやるべき話ではありませんけれども、このような例が百二十一件近くあるというふうに私は理解をしています。

私自身は、この話、幾つかほかの例も、私、実際に弁護士さんとも、ちょっとお話を聞いたりもしたんですけども、やはり、事故から八年が過ぎて、被災者の方々に寄り添う気持ち、あるいは事故に対する責任感というのが薄れつつあるのではないかというように思います。そして、この「三つの誓い」あるいは和解仲介案の尊重というのをもう一度確認する必要がある。

そういったものに基づいて、この今の東京電力の拒否ということに対してどうしていくのか、大臣の方からコメントをいただけますでしょうか。

○世耕国務大臣 今、集団ADRのことをお話しになっているわけではありますが、東京電力は、集団ADRであるからという理由で拒否をしている、受け入れられないというわけではなくて、実際に、集団ADRであっても、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められる場合には、受け入れたものもあるというふうに聞いております。

また、仲介委員がどのようなお考えのもとに和解案を提示をされたかということは、これは我々知る立場にはないわけではありますが、東京電力からは、個別事情を考慮しても事故との相当因果関係のある損害を認めることが困難な場合や、一定の集団が主張する個別事情における共通の事情が既に中間指針における損害額の算定において考慮をされている場合などでは和解案を受け入れることができないというふうに聞いております。

東京電力は、このいわゆる集団ADR案件の和解案を受入れ拒否した後であっても、個別にお話を伺うことで和解に至ったケースもあるというふうに聞いています。

そのため、東京電力が和解案を受諾拒否したことによって一旦打切りとなった集団案件については、被害者の方に、個別事情に応じた損害については適切に対応する旨周知をするとともに、別途お申出があった場合は、改めて御事情を丁寧にお伺いしながら、きめ細かく適切な対応をするよう、東京電力を指導していきたいというふうに思います。

いずれにせよ、経産省としては、被災者の方々の個別の事情を丁寧に伺いながら、適切な対応をするよう、東京電力を引き続き指導してまいりたいと思います。

○宮川（伸）委員 今、集団ADRということで話がありましたが、私が少し聞いている範囲では、やはり高齢化も進んでいる、御高齢の方もいらっしゃる、あるいは若い息子さん等が県外に出ていってしまっている、個人個人でなかなかそういった主張ができないような方もたくさんいらっしゃるというように私は聞いています。

最後の一人まで賠償を貫徹する、そして被災者の方々に寄り添ってこの仲裁をやっていくという最初の気持ち、そして「三つの誓い」あるいは和解仲介案の尊重、こういったところをしっかりと、大臣、これにのっかってやっていただければというように思います。

ちなみに、今のこの福島市のケースの賠償額は、私が計算すると四千八百万円ぐらいの賠償額ということであります。

こういったケースが幾つもあるわけですが、次に、ちょっと話題をかえまして、東海第二原発の経理的基礎について質問をしたいと思います。

これは前回も質問させていただいたんですが、この賠償額の方は一億円とかこういう金額ですけども、こちらの東海第二原発の方は何千億というお金が動いているわけです。これを、こういった被災地の方々、ADRで今なかなかうまく認めていただけないような方々がいる中で、この何千億というお金がしっかりと説明されて使われているかどうか、質問をしていきたいと思います。

東海第二原発は、御承知のとおりで、首都圏に最も近い原発であります。東日本大震災のときにも被災をしていて、被災原発と言われているものです。本来、四十年で廃炉になる原発でありますけれども、昨年十一月に二十年延長が決まったということでもあります。

この二十年延長の審査の中で一つ問題として上がっているのが、経理的基礎がしっかりあったのかどうかということでもあります。私、この二十年延長も含め、再稼働も含めて、原発を再稼働していくときにやはり国民にしっかりとその理由を説明をしていく、大丈夫だということを説明をしていく、あるいは国民の方から質問、疑問があればそれにしっかりと前向きに答えていく、これが、私は、福島の実験をもとに、あるいは新々総特に基づいてもやっていくべきなのではないかと思いますが、大臣は、その点に関して、説明責任に関してはどう思うのでしょうか。

○世耕国務大臣 東海第二発電所への資金的な協力については、東京電力、これは東京電力だけではありませんね、他の電力事業者も資金的な協力を行っているわけでありますから、そういった受電をする側の会社が、みずからの経営責任において判断すべき事項であるというふうに考えています。

特に、東京電力については、福島事故への責任を果たしていく主体であるわけでありますから、経営陣みずからがしっかりと判断をした上で、説明をしっかりと行っていくことが重要だというふうに思っています。

経産省としても、こうした考えのもと、個別の経営判断の内容それ自体について確認や指示を行うというのではなくて、経営陣が判断を行うに当たって、福島への責任を貫徹するという観点をしっかりと踏まえているかどうかについて、必要に応じて経営陣への確認を行い、適切に指導してまいりたいと思っています。

○宮川（伸）委員 この今の資金、経理的基礎に関しては、新規制基準、新安全性基準に基づいて安全性の工事が行われるわけでありますが、これが千七百四十億円必要だ、これが事業者である日本原電が資金が用立てられないので東京電力が資金援助するというスキームになっているわけですが、前回のときにもちょっとお伺いをしましたが、文挾副社長の方に、今現状でこの資金援助をするというのは

東京電力は決めたのでしょうか。

○文挾参考人 東京電力の文挾です。よろしく願いいたします。

お答えさせていただきます。

当社の資金的協力につきましては、現時点では何ら決定した事実はありません。

以上でございます。

○宮川(伸)委員 このことに関しては質問主意書でも何回か質問したんですが、ちょっとすっきりこない。それでやはり、私自身は、このやりとりの中で、規制委員会の判断が不十分だったのではないかという疑問を今持っているんですけども、更田委員長、もう一度、今このように東京電力さんの方が資金援助を決めていないという中で、なぜ経理的基礎があったという判断になったのか、説明いただけますでしょうか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

御指摘の経理的基礎に係る審査というのは、原子炉等規制法に基づいて、申請者が原子炉の設置変更のために必要な工事に要する資金を調達できる見込みがあるかどうかを、調達計画や調達実績などから確認するものであります。

日本原電は、東海第二発電所の新規制基準適合のための工事に要する資金について、自己資金及び借入金により調達するとしており、借入金の調達に関しては、受電会社である東京電力と東北電力が資金支援を行う意向を表明した書面を提出いたしました。

また、東京電力が資金支援を行うことについては、電気事業及び原賠機構法を所管する経済産業大臣に対して意見を聴取し、同大臣から、同法の趣旨及び新々・総合特別事業計画の内容に照らして問題はないとの見解が示されたところであります。

これらのことから、日本原電にはその工事資金を調達できる見込みがあると認められることから、原子力規制委員会としては、経理的基礎があると判断したものであります。

○宮川(伸)委員 今、東京電力さんの方はまだ決めていない、そして、御承知のとおり、周辺自治体が再稼働には今反対している状況で、いつ再稼働できるかわからないような状況だという中で、どう見ても資金的な援助があるというようには私はちょっと思えないんですけども、もう一度、更田委員長、お願いできますでしょうか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

設置変更許可の審査というものは、設計の内容が安全対策として十分なものであるかということを確認するためのものです。

仮に資金が得られなくてショートした場合には、工事が行えないわけですから、日本原電としては申請した設計内容をそのまま実現することができないということで、要するに、後段の規制において工事計画の認可を受けられない、工事が行えないということが予想されます。

○宮川(伸)委員 規制委員会の方が根拠にしている文書なんですけど、意向があるということは書いてあるんですけども、そのもとに、法的拘束力のある約諾を行うものではなく、弊社における最終的な決定については、弊社内での総合的な検討結果を踏まえて判断するというふうに、ですから、これは通常法務的に読めば、何の約束もない手紙のように私は思えるわけです。

そして、経産省、世耕大臣の手紙の方も、質問主意書の中では判断していないという回答が出ているわけですが、結局、誰も、しっかり払いますよということは言っていない中で、先ほど御答弁がありました

が、そのような状況で、経理的基礎があるといつて、これだけ重要な、世の中が注目をしている二十年延長に関して、このような根拠で認めてしまつていいということなんでしょうか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

原子炉設置変更許可に係る審査において経理的基礎を確認することの目的は、例えばですけれども、全く経理的な基礎を持たない者が設計を申請することによって、非現実的な申請行為というものをはじくというところに大きな目的があります。

再三お尋ねでありますけれども、仮に日本原電が東京電力ないしは東北電力から資金協力が得られなければ、物ができないわけですから、後段の規制において認可を受けられないという結果になるということでもあります。

○宮川(伸)委員 私は、やはり審査が甘かつたのではないかというように思いますので、しっかりとやっていただきたいという中で、ちょっと次に進みます。

これは関連するんですが、私、これは非常に大きな問題だと思つてはいるんですが、二〇一二年以降、東京電力を始め大手電力会社から、東海第二原発を含む原発を運営をしている日本原電に資金が流れているわけですが、総額幾らお金が行つているんでしょうか。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

東京電力を含む大手電力会社が日本原電に支払つた金額、二〇一二年以降でございますけれども、現在日本原電が開示している情報に基づき申し上げますと、二〇一三年度は千五百十億円、二〇一四年度は千二百四十二億円、二〇一五年度は千三百三億円、二〇一六年度は千六百六億円、二〇一七年度は千一百三億円であり、合計は七千三百五十一億円であると承知してございます。

○宮川(伸)委員 そのうち東京電力さんが払つた金額というのはわかりますでしょうか。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

現在申し上げた数字のうち東京電力が支払つたものは二千七百七十三億円と承知してございます。

○宮川(伸)委員 もしわかれば、昨年、一番直近で東京電力さんが払つたのは幾らでしょうか。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

二〇一七年度でよろしいですか。(宮川(伸)委員「はい、じゃ、それで」と呼ぶ)二〇一七年度で申し上げますと、五百二十五億円と承知してございます。

○宮川(伸)委員 先ほど更田委員長の方から、規制庁の方からはそういう発言でもいいと思うんですけども、工事を始めても、途中でお金が足りなくなれば工事できないじゃないかということでもあります。が、実は、この東海第二原発の問題というのは、今、日本原電さんは全く発電ができていません。

発電ができていないので、売電による収入がないわけですが、そこを大手電力会社さんが補助をして出して、何とか会社として成り立っているわけでもあります。三・一一、福島第一原発事故以降、売電ができなくなつていて、発電がゼロなのに、お金が、先ほど話にあったように約一千億円ずつ日本原電に入っているわけでもあります。

ですから、再稼働ができなくて、これから先、将来においても、一年再稼働がおくれるたびに約一千億円のお金が多分入るだろう、そして、東京電力の方から恐らく五百億円ずつのお金が入るだろうということでもありますから、ですから、何もしなくて、千七百四十億円が出ないから、だからいいんだという話ではなくて、これは後におくれば後におくらせるほど、国民負担がどんどんどんどんふえていくと

というような状況に今あると思っています。

このような状況の中で、新々総特、特別事業計画の中には、廃炉や賠償の費用の捻出に向けて、企業価値を高めて、国民負担の抑制と国民還元を実現するという精神が新々総特の中でうたっているわけですが、今のこのような現状は、この新々総特に本当に当てはまっているというように、大臣、思われますでしょうか。

○世耕国務大臣 我々は、あくまでもこの新々総特に沿いながら東京電力がしっかりと経営を行って、福島への責任を貫徹をさせていくことが極めて重要だと思っています。

そして、それに当たっての個々の経営判断については、これは東京電力は商法上の株式会社でもありますから、それぞれの経営者がしっかりと判断をすべきだというふうに思っています。

○宮川(伸)委員 最初にADRの話をしたわけではありますが、あれだけ今、福島の方々がADRセンターのことで苦しんでいらっしゃる。そして、賠償がちゃんとできていけばいいかもしれませんが、ADRの話は今したように、賠償の部分に関して今こういう疑義が出てきているわけです。

そういった中で、それよりはるかに大きなお金、何百億、何千億というお金が出ている中で、これが本当に適当なのかどうかというのを、やはり監督省庁である経産省がそれなりの説明を、これは個々のことだから知りませんよ、そういう状況では、少なくとも、ADRのああいっただ案件がある中では私は言えないと思っております。

その中で、もう一度、ちょっと前回は聞いたんですけども、千七百四十億円、あるいは今のお金、あるいはテロ対策費用もこれから入っていく中で、恐らく三千億、もっとそれ以上のお金がかかるわけですが、これは全く再稼働しなければ焦げつくわけですね。それは何年再稼働すれば、出したものがしっかりと戻ってくるのか。

東京電力副社長、お願いできますでしょうか。

○文挾参考人 お答えさせていただきます。

経済性が見通しということとの関連だと思っておりますが、経済性が見通しにつきましても、今後の市場の価格の見通しとか、あるいは、原電から、これからヒアリングを通しまして、東海第二原子力発電所が何年稼働するのか等を確認しながら、今後、引き続き総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。その上で、資金協力等については改めて判断をさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

○宮川(伸)委員 新々総特の中には、経営の透明性、客観性の確保に関してもコメントが入っています。そして今、これは私、しっかり説明していると思うんですね、何千億というお金がかかると。これは、出したものがちゃんと返ってくるかどうかというのは、通常、どんな会社でも検討すると思うんです。しかも今、遅延するかもしれない要素がある。これは周辺自治体がオーケーを出さないかもしれない。

こういう状況の中でそこを見るというのは、経営の透明性、客観性の確保という意味で私は極めて重要だと思いますが、大臣は、この点、何年は再稼働しなければこれは元を取れませんよというのをしっかり原電若しくは東電の方から言っていただくというのは、必要だと思いませんか。(発言する者あり)

○赤羽委員長 御静粛にお願いします。

○世耕国務大臣 新々総特で掲げている、福島への責任を貫徹するための東電の経営改革というのは、本当に厳しい内容になっています。一円たりとも無駄にできるような話ではないというふうに思いますよ。今おっしゃるような、元が取れないような投資なんというのは、新々総特に照らせば、そんなこと東

京電力ができるわけがないわけであります。

個々の判断については、これは、東京電力が新々総特をしっかりと実施していく、福島への責任を貫徹するという観点から、一個一個の経営判断をされるべきものだというふうに思っています。

○宮川（伸）委員 もう一つ、ADRの話をしてきましたが、この企業価値を高めるということが一つ大きなポイントになっているわけでありますが、ちょっともう一度、これは何千億というお金、相当なお金が動くわけです。これを日本原電に、東海第二原発に入れることによって、何で東電の企業価値が上がるかと監督省庁として考えられているのでしょうか。

○世耕国務大臣 企業価値を上げるというの、最終的に、福島事故と関連するいろんな施策に関して確保すべき資金の全体像の中で描かれているわけであります。

これは別に、東海第二原発への資金協力が即東京電力の価値を上げるという種類のものではなくて、やはり新々総特等に沿った抜本的経営改革を東京電力が行って、収益力を高めて、そして福島への責任を貫徹をしていくという中で、東京電力の価値全体が上がっていく。最終的にそれを、我々は今株を持っているわけですから、それを売却することによって、国も一定の、今までかけてきた費用の回収が行われるという長いビジョンが書かれているわけであります。

○宮川（伸）委員 私も会社勤めをしてきましたけれども、事業計画をしっかりとつくる、そして企業価値を高めることができる、あるいはこの投資によってしっかりと戻ってくる、会社が大きくなるという見込みがあれば、これはやはり国民若しくは株主さんに積極的にアピールをしていくというのが私は普通だと思います。

しかし、前回もそうなんです、東京電力さんの方はやはり明快な説明をしていただけないような状況にあります、私は、この状況を見ていて、東京電力さんが一つの企業として本当に独自に判断できていないんじゃないか、もしかしたら、積極的にやりたくないんだけれども、どうしてもやらざるを得なくて、だから国民に説明ができない、こういった状況ができてしまっているんじゃないかということ懸念をしています。

これは、まさに安倍政権の原発政策に関するわけですが、第五次のエネルギー基本計画においても、二〇%近い原発を再稼働させるという、こういう目標を掲げて、これをやるんだということが、ひずみとしてこの東京電力さんの経営の方にも出てきているのではないかと。あるいは、原発輸出のことも、最初はやると言っていたけれども経済的に合わなくてできなくなってきている。ですから、やはり経済的な問題で再稼働等が厳しい状況になってきている。これを安倍政権が、政府が押しつけているからこのひずみが出てきているんじゃないかと私は問題意識を持っていますが、最後に、大臣、どのように思われますでしょうか。

○世耕国務大臣 これはもうエネルギー基本計画で昨年七月に閣議決定をされたわけでありますが、我々は何も原発の数字ありきで議論しているわけではなくて、全体の電力のコスト、CO2の排出量、そしてエネルギーの安全保障、そういった総合的な観点から判断をさせていただいています。

また、我々の方から個別の事業者に、ここにお金を入れろとか、そういうことを言うことは全くありません。

○宮川（伸）委員 引き続きこの問題に取り組ませていただきます。

ありがとうございました。